証券コード　2344
平成28年６月９日

株　主　各　位

神奈川県平塚市桜ヶ丘１番35号
平安レイサービス株式会社
代表取締役社長　相　馬　秀　行

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月25日（土曜日）午後５時40分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月26日（日曜日）午前11時

２．場　　所　神奈川県平塚市平塚５丁目23番12号
カルチャーＢＯＮＤＳ平塚４階　富士の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第47期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
２．第47期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.heian-group.co.jp/）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済の概況は、個人消費については消費者マインドに足踏みがみられ、おおむね横ばいとなっており、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されております。ただし、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがあります。こうした中で、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある状態です。

経済産業省「特定サービス産業動態統計確報」（サンプル調査）によりますと、結婚式場の平成27年売上高は、241,953百万円、組数は88,590組となっております（「結婚式場業」の調査方法が平成27年１月より、事業所調査から企業調査に移行となっているため数値が大きく変わっております)。また、葬儀業の平成27年売上高は、606,467百万円と前年に比べ増加し、件数は419,815件と減少しております。

このような環境下におきまして、当社グループは周辺売上増強、新商品・新サービスによる収益源の確保に努めるとともに、コスト改善による利益率維持向上に努めてまいりました。

セグメントごとの業績は以下のとおりであります。

① 冠婚事業

当事業では、下半期からの新たな披露宴会場のコーディネートとして、英国晩餐会のようにお二人を囲み、ご家族やゲストが集いお食事を召し上がっていただきながらゆっくりと語らい過ごしていただく「トラディショナル　ウェディング」を提案いたしました。

広告強化として、来館したようなリアリティを感じていただける、施設の特徴を凝縮したＰＲ動画のインターネット配信を行い、資料請求や来館者数の増加を図りました。

一方、教育面では、継続したフロントスタッフの新規対応・提案力強化の研修を実施し、営業力強化を図り婚礼成約数の増加に努めてまいりました。

また、婚礼外利用では季節ごとの宴会プランなどを通じて、個人や企業・団体への営業活動を継続して実施してまいりました。

他、コルティーレ茅ヶ崎においては、「みんなのウェディング」2015年度湘南・鎌倉エリアで料理を主力商品とするレストランウェディングやホテル、結婚式場専門店を含めた63店舗の中で、クチコミランキング１位を獲得、ゲストハウス部門でも総合1位を獲得するなど、外部評価を得たことで、婚礼の新規来館数や婚礼一組単価増に寄与し、宴会件数も前連結会計年度に比べ大きく増加となりました。

その結果、当連結会計年度においては、婚礼施行組数は前期に比べ減少となりましたが、婚礼一組単価は増加となり、売上高は496百万円（前期比0.2％増加）、営業利益は87百万円（前期比5.7％増加）となりました。

② 葬祭事業

当事業では、平成27年11月に小規模葬儀と安置の施設「エンディングプレイス鴨宮」（小田原市鴨宮）がオープンした他、貸切型の家族葬専用式場として平成28年２月に「湘和会館大井」（足柄上郡大井町金手）、平成28年３月に「湘和会館国府」（中郡大磯町国府本郷）がそれぞれ開業いたしました。

商品面では、社内製作による参加型葬儀のオリジナル商品として、故人を中心として惜別する「追悼壇」、オブジェや装飾を生花と融合させた「追悼生花祭壇」、故人を生花で囲んで送る「花園」、あらゆる音楽ソースを忠実に再現できる「オリジナル大型スピーカー」による音楽葬等の提案を継続して行ってまいりました。

生前相談の対応強化のために前連結会計年度に引き続き、当社独自の研修である、不安や疑問を解くカウンセリングセールストーク研修を行いました。さらに、潜在的な想いを当社オリジナル商品などを通じて具現化するためのコンサルティングセールストーク研修を継続して実施いたしました。

また、会館の認知度向上や生前相談者数の増加を図るため、オリジナル商品を中心とした提案型の施設見学会や内覧会を通じて営業活動に努めてまいりました。併せて、各種広告媒体を駆使して、より細やかな情報発信を行い、広告活動の強化に努めてまいりました。

その結果、当社主要エリアの死亡人口は前連結会計年度と比べ増加し、シェア率も上昇したため、葬儀施行件数は増加いたしました。葬儀一件単価は会葬

者数減少等の影響により前連結会計年度に比べ減少しましたが、売上高は8,055百万円（前期比0.6％増加）、経費面では新規店舗出店による費用が増加したものの、営業利益は2,337百万円（前期比2.3％増加）となりました。

③ 互助会事業

当事業では、継続して行っている既存会員への告知・利用促進活動により会員の利用数が増加となりましたが、葬儀一件単価が減少した影響もあり、売上高は250百万円（前期比1.4％減少）、営業利益は127百万円（前期比0.9％減少）となりました。

④ 介護事業

当事業では、平成27年４月の介護職員処遇改善加算や介護保険報酬単価改定の実質マイナスによる影響を大きく受けましたが、下半期においては、訪問看護の新規訪問件数が増加になり、グループホームにおいては高稼働率を維持いたしました。

その結果、売上高は1,028百万円（前期比0.6％増加）、営業利益は57百万円（前期比1.6％減少）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は9,586百万円（前期比0.6％増加）、営業利益は1,814百万円（前期比2.0％増加）、経常利益は1,928百万円（前期比2.9％増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,202百万円（前期比8.0％増加）となりました。

なお、各事業の売上高、営業損益はセグメント間の取引による金額を含んでおります。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資総額は、295百万円であります。

その主な内訳は、「エンディングプレイス鴨宮」の新規開業47百万円、「湘和会館大井」の新規開業46百万円、「湘和会館国府」の新規開業39百万円、営業車両の取得36百万円等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の所要資金には、自己資金を充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題としては、以下の事項を重点的に取り組んでまいります。

① 新商品・新サービスの促進

・オリジナル商品の企画（主に生花、料理メニュー、音響・映像分野、リネンによるコーディネートなどセレモニー商品　他）

② 葬儀周辺売上強化

・法事、仏壇仏具販売、墓地墓石斡旋の売上による葬儀一件単価減の補完

③ 葬祭既存施設の再構築と新店舗の出店による営業エリアの拡大

④ 生産性と労務効率の向上

・内製化の推進によるコスト改善と人材の適正確保、少数精鋭によるマルチジョブスタッフの育成

⑤ 管理統制システムの強化

・新規電算システムの活用、データのセキュリティー強化による情報漏えいリスクの予防

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第44期 平成25年３月期	第45期 平成26年３月期	第46期 平成27年３月期	第47期 （当連結会計年度） 平成28年３月期
売　　上　　高（千円）	9,669,111	9,560,355	9,531,625	9,586,358
経　常　利　益（千円）	1,927,664	1,855,571	1,875,089	1,928,932
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	1,121,254	1,077,264	1,113,975	1,202,916
１株当たり当期純利益(円)	85.37	82.02	84.82	91.59
総　　資　　産（千円）	29,357,849	29,740,800	30,518,078	31,122,569
純　　資　　産（千円）	12,888,270	13,721,072	14,587,130	15,522,635

（注）1.　１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。

2.「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	所　在　地	主要な事業内容
株式会社へいあん （注１）	80,000千円	100%	平塚市桜ヶ丘	冠婚葬祭互助会の運営、介護事業
山大商事株式会社 （注２）	100,000千円	100% （注３）	平塚市四之宮	料理の仕出し、冠婚葬祭用品の販売

（注）1.　当社に対して互助会会員の施行斡旋をしております。

2.　当社へ返礼品を中心とした商品の納入を行っております。

3.　山大商事株式会社の株式40%を株式会社へいあんを通じて間接所有しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（平安レイサービス株式会社）、連結子会社２社（株式会社へいあん、山大商事株式会社）、非連結子会社１社（株式会社はないちりん）により構成されております。

冠 婚 事 業

当社は、「コルティーレ茅ヶ崎」（神奈川県茅ヶ崎市）、「ロイヤルマナーフォートベルジュール」（神奈川県小田原市）の２拠点の婚礼施設を有し、一般個人、互助会加入者に結婚式を施行しております。また、「サロンドプリエ」（神奈川県平塚市）では、結婚式、成人式、七五三等の慶事用貸衣裳、写真撮影、着付け等のサービスを提供しております。

また、料理は、連結子会社山大商事株式会社を通じて、仕入れを行っております。

葬 祭 事 業

当社は、神奈川県及び東京都に「湘和会堂」10拠点、神奈川県に「カルチャーＢＯＮＤＳ」３拠点、「湘和礼殯館」６拠点、「湘和会館」９拠点の葬祭施設を有し、一般個人、互助会加入者、法人向けに葬祭にかかる各種サービス（個人葬、社葬等）を施行している他、自宅や寺院、集会所で葬儀施行サービス並びに仏壇仏具販売等の付帯サービスを行っております。

また、県内及び近隣県の葬祭事業者とパートナーシップ契約（周辺同業他社との当社施設利用協定に基づく契約）の締結や、葬儀の小規模化に対応したノウハウを中心としたフランチャイズパッケージの加盟社を募集しております。

なお、通夜・忌中料理や返礼品（会葬者の香典に対するお返し品）は、連結子会社山大商事株式会社を通じて、仕入れを行っております。

互 助 会 事 業

連結子会社である株式会社へいあんは、神奈川県湘南エリアを地盤とする冠婚葬祭互助会を主たる事業としており、互助会加入者の募集営業並びに互助会加入者の情報管理業務を行っております。

そして、同社と当社は施行斡旋保証契約に基づき、同社は当社を中心として、互助会加入者の結婚式、葬儀式の施行斡旋を行い、当社が施行役務サービスを請負っております。

介 護 事 業

連結子会社である株式会社へいあんは、神奈川県湘南エリアを中心として訪問介護、訪問看護、介護用品の販売及びレンタルを主とした居宅介護事業、及びグループホーム５拠点、デイサービスを併設した高齢者向け賃貸住宅２拠点を有し、介護を中心とした高齢者向けサービスを行っております。

その他の事業

上記の他に連結子会社山大商事株式会社が物流事業（諸施設への料理、返礼品等の提供）を行っております。

(8) 主 要 な 事 業 所

当社本社: 神奈川県平塚市桜ヶ丘１番35号

営業所 ：	ロイヤルマナーフォートベルジュール	(小田原市扇町)
	コルティーレ茅ヶ崎	(茅ヶ崎市中島)
	カルチャーＢＯＮＤＳ小田原	(小田原市多古)
	湘和会堂小田原	(小田原市栄町)
	湘和礼殯館栢山	(小田原市栢山)
	湘和会館鴨宮	(小田原市鴨宮)
	（湘和会館鴨宮別館及びエンディング プレイス鴨宮 併設）	
	湘和会館大井	(足柄上郡大井町金手)
	カルチャーＢＯＮＤＳ平塚	(平塚市平塚)
	湘和会堂平塚	(平塚市八千代町)
	湘和会堂秦野	(秦野市富士見町)
	湘和会堂金目	(平塚市片岡)
	湘和礼殯館真土	(平塚市東真土)
	湘和会館愛甲石田	(伊勢原市石田)
	湘和会館渋沢	(秦野市堀西)
	湘和会館伊勢原	(伊勢原市伊勢原)
	湘和会館国府	(中郡大磯町国府本郷)
	湘和会堂本厚木	(厚木市旭町)
	湘和会堂茅ヶ崎	(茅ヶ崎市茅ヶ崎)
	湘和礼殯館西久保	(茅ヶ崎市西久保)
	湘和会館赤松	(茅ヶ崎市赤松町)
	カルチャーＢＯＮＤＳ藤沢	(藤沢市藤沢)
	湘和会堂鵠沼	(藤沢市鵠沼藤が谷)
	湘和会堂西富	(藤沢市西富)
	湘和会堂六会	(藤沢市亀井野)
	湘和礼殯館由比ガ浜	(鎌倉市由比ガ浜)
	湘和会館長後	(藤沢市高倉)
	湘和会館辻堂元町	(藤沢市辻堂元町)
	湘和会堂町田	(町田市森野)
	湘和礼殯館淵野辺	(相模原市中央区淵野辺)
	湘和礼殯館相模大野	(相模原市南区相模大野)
	サロンドプリエ	(平塚市桜ヶ丘)
	仏壇店３店	(小田原、平塚、藤沢)
	へいあんホームケア平塚	(平塚市桜ヶ丘)
	グループホーム　へいあんなでしこ	(平塚市撫子原)
	グループホーム　へいあん鴨宮	(小田原市鴨宮)
	グループホーム　へいあん小和田	(茅ヶ崎市小和田)
	グループホーム　へいあん善行	(藤沢市善行)
	グループホーム　へいあん荻窪	(小田原市荻窪)
	ウィズリビング　へいあんやはぎ	(小田原市矢作)
	ウィズリビング　へいあん亀井野	(藤沢市亀井野)
	創作料理 春秋苑	(平塚市四之宮)

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
222（1,026）名	1（12）名

（注） 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社へいあん	5,800,000千円

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　52,400,000株
(2) 発行済株式の総数　13,134,033株(自己株式1,532,967株を除く)
(3) 株主数　2,571名
(4) 単元株式数　100株
(5) 大株主の状況

株主名	持株数（株）	持株比率(%)
相馬秀行	2,327,900	17.72
小余綾弘産株式会社	1,900,000	14.47
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	1,311,000	9.98
相馬かね	1,044,320	7.95
相馬ちず子	427,400	3.25
山田雅孝	415,040	3.16
山田たか子	399,200	3.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	303,300	2.31
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	297,400	2.26
山田朗弘	220,120	1.68

（注）1. 上記大株主は自己株式（1,532,967株）を除いて記載しております。
2. アバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド及びその共同保有者であるアバディーン投信投資顧問株式会社から、平成25年６月４日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により平成25年５月23日現在で1,471,900株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末現在における所有株式の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
また、スパークス・アセット・マネジメント株式会社から、平成23年１月18日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により平成23年１月14日現在で581,100株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末現在における所有株式の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、アバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド及びその共同保有者であ

るアバディーン投信投資顧問株式会社並びにスパークス・アセット・マネジメント株式会社の大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。また、株券等保有割合は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合となります。

氏名又は名称	住　　所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（%）
アバディーン アセット マネージメント アジア リミテッド	21チャーチストリート #01-01 キャピタルスクエア２シンガポール 049480	1,306,900	8.91
アバディーン投信投資顧問株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目２番３号虎ノ門清和ビル	165,000	1.12
合計		1,471,900	10.04
氏名又は名称	住　　所	保有株券等の数（株）	株券等保有割合（%）
スパークス・アセット・マネジメント株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番２号ゲートシティ大崎	581,100	3.96

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	相馬秀行	株式会社へいあん代表取締役社長・山大商事株式会社取締役
専務取締役	山田朗弘	事業本部長・県央事業部長・株式会社へいあん取締役・山大商事株式会社取締役
常務取締役	平井良也	管理本部長・株式会社へいあん取締役・山大商事株式会社取締役
取締役	土屋浩彦	財務部長・株式会社へいあん取締役
取締役	桑原信吾	山大商事株式会社代表取締役社長
取締役	藤田和重	監査法人シドー代表社員
常勤監査役	片野　洋	株式会社へいあん監査役・山大商事株式会社監査役
監査役	中嶋甚吾	
監査役	金田一　喜代美	ウインテスト株式会社社外監査役
監査役	石井　正	石井不動産鑑定事務所

（注）1. 社外取締役について
取締役藤田和重氏は、社外取締役であります。
2. 社外監査役について
監査役中嶋甚吾、金田一喜代美及び石井 正の３氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役藤田和重氏は、公認会計士の資格を有しており、大手監査法人等の業務に携わったことにより、豊富な専門的見地からの知識と幅広い知見を有するものであります。
4. 社外監査役金田一喜代美氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 独立役員について
当社は株式会社東京証券取引所に対して藤田和重、中嶋甚吾、金田一喜代美及び石井 正の４氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
6. 当期中の会社役員の異動
(就任)
平成27年６月25日開催の第46回定時株主総会において、桑原信吾、藤田和重の両氏は取締役に選任され就任いたしました。
(退任)
木元康充氏は平成27年６月25日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	5名	77,092千円（内、社外取締役1名　2,450千円）
監査役	4名	16,620千円（内、社外監査役3名　8,820千円）

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 期末現在の人員数は取締役6名、監査役4名であります。なお、無報酬の取締役2名につきましては連結子会社より報酬を支給しております。上記支給人員との相違は、平成27年6月25日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって退任した、取締役1名を含めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役藤田和重氏は、監査法人シドーの代表社員でありますが、当社との間に取引はありません。監査役中嶋甚吾氏は、兼任しておりません。監査役金田一喜代美氏はウインテスト株式会社の社外監査役であり、石井正氏は石井不動産鑑定事務所を経営しておりますが、両社と当社との間に取引はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会等への出席状況及び発言状況

取締役藤田和重氏は、選任後の取締役会11回全てに出席、監査役石井正氏は、当期開催の取締役会14回ならびに監査役会14回全てに出席、金田一喜代美氏は、取締役会に13回、監査役会に14回出席、中嶋甚吾氏は、取締役会に12回、監査役会に13回出席しており、いずれも議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ロ．社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項

該当事項はありません。

ハ．当社の不正な業務執行に関する対応の概要

該当事項はありません。

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

⑤ ①～④の内容に対する社外役員の意見

特にありません。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支　払　額
1. 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	25,000千円
2. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

（注）1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意をしております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性等について総合的に評価し、当社の会計監査人として重大な支障があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

６．会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

①　当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、コンプライアンスを経営上の重要課題の一つと位置づけ、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として、「平安グループ企業行動憲章」及び「コンプライアンスに関する基本方針」を制定し、当社グループすべての役員及び使用人に周知する。

ロ．全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長を責任役員として、コンプライアンスに関する規程及びマニュアルを作成するととも

に、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社内部監査室または外部の弁護士に通報を行うことができる内部通報制度を構築する。

ハ. 当社は、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が同委員会を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

ニ. 責任役員は、コンプライアンスに関する規程に従い、担当各部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンスに関する規程等の実施状況を管理・監督し、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の周知徹底を図る。

ホ. 当社グループの取締役の職務執行については、毎月開催される当社の取締役会において報告され、法令及び定款を遵守すべきことの周知徹底を図ると共に、各取締役に相互牽制が働く体制をとる。また、監査役においても「監査役監査基準」に基づき当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関する監査を実施する。

② 当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループ取締役の職務の執行に係る情報・文書・電磁的媒体等の取扱いは、当社グループの社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。

また、当社グループの取締役及び監査役は、当該各文書等を規程に従い常時閲覧できる。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、内部監査室長がその事務を管掌する。

ロ. 内部監査室は、定期的に当社グループの業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

ハ. 内部監査室の監査により法令または定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見され、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度により、重大なリスクが想定される場合にはコンプライアンス推進委員会及び担当部署に通報する。

ニ. 内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理に関する規程、関連する個別規程（業務に関する規程、財務・経理に関する規程等）、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義

を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

ホ. コンプライアンス推進委員会は、リスク管理に関する規程の整備、運用状況の確認を行うとともに全使用人に対する研修等を企画実行する。

ヘ. 支配株主との取引については、他の取引先と同様に契約条件、市場価格を参考に公正妥当な取引を行うものとし、非支配株主の利益を損なうことになるような取引は行わない方針で臨む。

④ 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に中期経営計画及び年度予算を策定し、各部門ではその目標達成に向けてのアクションプランを実行することとする。また、当社グループ各社の経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ、定期的にレビューを行う。

ロ. 業務執行のマネジメントについては、定例の取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定並びにその付議基準に該当するすべての事項を付議することを遵守する。また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため経営会議を月２回開催し、当社グループ各社の経営に関する重要事項の調査、検討及び実施結果の把握を行うこととする。

ハ. 日常の職務遂行に際しては、組織規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行できる体制を整える。当社子会社においても、当社の規程に準じた組織規程・職務権限規程等の整備を行う。

⑤ 当社子会社の取締役の職務の遂行に係る当社への報告に関する体制及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、当社グループの業務の適法性、企業倫理性を確保すべく「関係会社管理規程」を定め、当社グループ全体として社会的責任を果たすべく体制を整備し、当社子会社への助言・指導を行うとともに、一定の経営上の重要事項について子会社の取締役並びに関係部署長より管理本部長に報告を行う。

ロ. 管理本部長は内部監査室と連携し、当社グループのリスク情報の有無を監査し、当社グループ全体のリスク管理を行う。

ハ. 当社グループ各社に損失の危険が発生し、管理本部長がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役の職務を補助すべく、内部監査室所属員を兼務で配置する。

ロ. 監査役は、この使用人に対して監査業務に必要な事項を直接命令することができる。

ハ. 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。

ニ. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査役の意見を聴取するものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役への報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役に対し適時に必要な報告及び情報提供を行うこととする。

ロ. 監査役が出席する会議、閲覧する資料、前項の報告及び情報提供としての主なものは、次のとおりとする。

・監査役が出席する会議
  ⅰ. 取締役会
  ⅱ. 経営会議
  ⅲ. 役付役員情報交換会
  ⅳ. 経営方針説明会

・監査役が閲覧する資料等
  ⅰ. 代表取締役社長が決裁するもの
  ⅱ. 事故・不正・苦情・トラブルに関するもの

・監査役に定例的に報告すべき事項
  ⅰ. 経営状況
  ⅱ. 財務状況
  ⅲ. 内部監査報告書
  ⅳ. コンプライアンス推進委員会会議録

・監査役に臨時的に報告すべき事項
  ⅰ. 当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
  ⅱ. 取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実
  ⅲ. 内部通報制度に基づき通報された事実
  ⅳ. 重要開示書類の内容

ハ. 当社は、当社グループの監査役へ報告及び情報提供を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告・情報提供を理由として不利益な処遇

を行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知する。

⑧　その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

イ．当社は、監査役の監査職務遂行を補助する体制として会計監査人及び内部監査室との緊密な連携を図っていく。

ロ．監査役がその職務の執行について当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続に従い、その費用または債務を処理する。

⑨　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として反対する。

当社グループは、上記基本的な考え方を「平安グループ企業行動憲章」に定め、当社グループ役職員全員に周知徹底するとともに、平素から総務部を主管部門として、弁護士や警察及び「神奈川県企業防衛対策協議会」等の外部専門機関とも連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する体制を構築する。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①　当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という）の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．「平安グループ企業行動憲章」及び「コンプライアンスに関する基本方針」を制定し、それにより取締役及び使用人が法令及び定款を遵守しております。

ロ．全従業員を対象として、内部通報先を記したヘルプラインのポスターを各施設に掲示しており、セクハラやパワハラを含めてコンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス推進委員会にてトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制となっております。

ハ．当社グループの取締役の職務執行については、毎月開催される当社の取締役会において報告され、各取締役に相互牽制が働く体制をとっており、また、監査役においても「監査役監査基準」に基づき当社グループの取締役及び使用人の職務執行に関する監査を実施しております。

②　当社グループの取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議、並びに取締役が主催または出席する各種会議体の議事

録は、事務局部署が作成し保管・管理しております。取締役が決裁者となる社内稟議は、「文書取扱規程」その他の社内規程に基づき、社内保管管理データベースを活用して保管・管理しております。

③　当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．代表取締役社長直属の内部監査室がその事務を管掌しており、定期的に当社グループの業務監査を実施し、重大なリスクが想定される場合にはコンプライアンス推進委員会及び担当部署に通報する体制となっております。

ロ．コンプライアンス推進委員会は、リスク管理に関する規程の整備、運用状況の確認を行うとともに全使用人に対する研修等を企画実行しております。

④　当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．経営方針を機軸に中期経営計画及び年度予算を策定し、各部門ではその目標達成に向けてのアクションプランを実行し、当社グループ各社の経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ、四半期ごとにレビューを行っております。

ロ．定例の取締役会を年12回開催し、重要事項の決定並びにその付議基準に該当するすべての事項を付議しており、また、経営会議を年24回開催し、当社グループ各社の経営に関する重要事項の調査、検討及び実施結果の把握を行っております。

⑤　当社子会社の取締役の職務の遂行に係る当社への報告に関する体制及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

イ．報告体制については、「関係会社管理規程」に定めており、当社子会社への助言・指導を行うとともに、一定の経営上の重要事項について子会社の取締役並びに関係部署長より管理本部長に報告を行う体制をとっております。

ロ．管理本部長は内部監査室と連携し、当社グループ全体のリスク管理を行うとともに、当社グループ各社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちにその内容、程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告する体制をとっております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべく内部監査室所属員を兼務で配置しており、監査役は、この使用人に対して監査業務に必要な事項を直接命令しております。

尚、監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を得て行っております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役への報告をするための体制及び報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役に対し適時に必要な報告及び情報提供を行っており、また、当該通報者が不利益を被らないよう徹底しております。

⑧ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

イ． 監査役の監査職務遂行を補助する体制として会計監査人及び内部監査室との緊密な連携を図っております。

ロ． 監査役会は、「監査役会規則」に従い、監査の実効性を確保するため、監査役の職務執行上必要と見込まれる費用について予算を計上しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

（注） 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科　　目	注記番号	金　　額	科　　目	注記番号	金　　額
資　産　の　部			**負　債　の　部**		
流　動　資　産		**8,497,175**	**流　動　負　債**		**1,458,353**
現金及び預金		8,126,743	買　掛　金	※1	272,640
売　掛　金	※1	124,635	1年以内返済予定長期借入金	※1	240,000
商品及び製品		25,050	未　払　金	※1	292,333
原材料及び貯蔵品		78,322	未払法人税等		427,851
前　払　費　用		50,581	未払消費税等		64,280
繰延税金資産		69,099	未　払　費　用		137,493
未　収　入　金	※1	22,836	前　受　金		22,732
そ　の　他		1,613	預　り　金		918
貸倒引当金		△1,710	そ　の　他		103
固　定　資　産		**13,479,880**	**固　定　負　債**		**5,855,216**
有形固定資産		**10,043,239**	長　期　借　入　金	※1,5	5,560,000
建　　物	※2,3	3,439,437	退職給付引当金		97,586
構　築　物	※2	85,861	役員退職慰労引当金		83,912
車両運搬具	※2	55,892	資産除去債務		113,717
器具備品	※2	101,459	**負　債　合　計**		**7,313,569**
土　　地	※3	6,322,592	**純　資　産　の　部**		
建設仮勘定		37,995	**株　主　資　本**		**14,637,953**
無形固定資産		**26,142**	**資　本　金**		**785,518**
ソフトウェア		15,393	**資本剰余金**		**2,838,393**
そ　の　他		10,749	資本準備金		2,838,393
投資その他の資産		**3,410,498**	**利益剰余金**		**11,684,510**
投資有価証券		57,625	利益準備金		27,619
関係会社株式		2,356,868	その他利益剰余金		11,656,891
出　資　金		250	別途積立金		10,575,000
長期前払費用		16,712	繰越利益剰余金		1,081,891
繰延税金資産		251,169	**自　己　株　式**		**△670,468**
敷金保証金	※1	537,306	**評価・換算差額等**		**25,533**
保険積立金		187,673	その他有価証券評価差額金		25,533
そ　の　他		2,891	**純　資　産　合　計**		**14,663,486**
資　産　合　計		**21,977,056**	**負債・純資産合計**		**21,977,056**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	注記番号	金　　額	
売上高	※1		8,542,335
売上原価	※1		6,002,423
売上総利益			2,539,911
販売費及び一般管理費	※1		941,833
営業利益			1,598,077
営業外収益			
受取利息及び配当金	※1	116,981	
賃貸料収入	※1	32,257	
業務受託収入	※1	53,567	
その他	※1	52,700	255,505
営業外費用			
支払利息	※1	66,867	
減価償却費		7,688	
その他		1,105	75,660
経常利益			1,777,922
税引前当期純利益			1,777,922
法人税、住民税及び事業税		618,057	
法人税等調整額		16,719	634,777
当期純利益			1,143,145

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成27年4月1日残高	785,518	2,838,393	2,838,393
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
別途積立金の積立			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	－	－	－
平成28年3月31日残高	785,518	2,838,393	2,838,393

（単位：千円）

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
平成27年4月1日残高	27,619	9,775,000	1,001,426	10,804,045	△670,468	13,757,488
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△262,680	△262,680		△262,680
当期純利益			1,143,145	1,143,145		1,143,145
別途積立金の積立		800,000	△800,000	－		－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	－	800,000	80,465	880,465	－	880,465
平成28年3月31日残高	27,619	10,575,000	1,081,891	11,684,510	△670,468	14,637,953

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年4月1日残高	29,539	29,539	13,787,027
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△262,680
当期純利益			1,143,145
別途積立金の積立			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△4,005	△4,005	△4,005
事業年度中の変動額合計	△4,005	△4,005	876,459
平成28年3月31日残高	25,533	25,533	14,663,486

注記事項

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品のうち、仏壇・仏像……個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

その他の商品、材料……移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）…定率法（平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法）によっております。
なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。
（主な耐用年数）

建物	３～50年
構築物	10～45年
車両運搬具	２～６年
器具備品	２～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）…定額法によっております。
（主な耐用年数）
自社利用のソフトウェア　　５年
なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数は、社内における利用可能期間に基づくものであります。
また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。

③リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④長期前払費用……定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、平成17年10月28日開催の臨時取締役会の決議に基づき平成18年３月31日をもって役員退職慰労金制度の廃止を決定し、退任時に支給することといたしました。つきましては、平成18年４月１日以降の期間に対する役員退職慰労引当金の繰入はしておりません。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理
税抜方式によっております。

２．会計方針の変更に関する注記

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号　平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当事業年度においては、計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

３．貸借対照表に関する注記

※１．関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	57,569千円
長期金銭債権	15,000千円
短期金銭債務	425,577千円
長期金銭債務	5,560,000千円

※２．有形固定資産の減価償却累計額　8,977,804千円

※３．担保に供している資産及び担保に係る債務

土　　地	5,543,056千円
建　　物	2,289,382千円
計	7,832,438千円

上記資産に対して根抵当権（極度額625,000千円）を設定し、長期借入金（一年以内返済予定のものを含む）5,800,000千円の担保に供しております。
また、上記資産のうち、土地1,403,993千円、建物503,364千円について、根抵当権（極度額750,000千円）を設定し、担保に供しておりますが、当事業年度末現在対応する債務はありません。

４．保証債務（保証先：関係会社）

株式会社へいあん	2,100,000千円

※５．長期借入金のうち5,000,000千円は、子会社株式会社へいあんの互助会員の冠婚葬祭の施行を保証し、施行に際し当社所有の施設を使用する契約（施行保証及び施設利用契約）に基づき、同社より受け入れた預り保証金であり、金融商品に係る会計基準に基づき処理しております。

４．損益計算書に関する注記

※１．関係会社との取引高

売上高	431,573千円
仕入高	1,522,029千円
その他の営業取引高	341,956千円
営業取引以外の取引による取引高	272,947千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,532,967株

６．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産（流動資産）	
未払賞与否認額	29,990千円
未払事業税否認額	25,381千円
その他	13,727千円
小　計	69,099千円
繰延税金資産（固定資産）	
役員退職慰労引当金繰入限度超過額	25,660千円
減価償却費償却限度超過額	88,357千円
減損損失損金不算入額	104,426千円
資産除去債務	34,774千円
その他	48,151千円
小　計	301,371千円
繰延税金資産合計	370,470千円
繰延税金負債との相殺	△50,201千円
繰延税金資産の純額	320,269千円
繰延税金負債（固定負債）	
建設協力金利息	13,601千円
従業員保険積立金	15,972千円
資産除去債務に対応する除去費用	9,380千円
その他有価証券評価差額金	11,247千円
小　計	50,201千円
繰延税金負債合計	50,201千円
繰延税金資産との相殺	△50,201千円
繰延税金負債の純額	－千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.0%
（調整）	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.1%
その他	1.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.7%

(3) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年度法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き上げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が18,546千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が19,156千円増加、その他有価証券評価差額金が610千円増加しております。

7．リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：千円）

	建物	合計
取得価額相当額	245,269	245,269
減価償却累計額相当額	141,180	141,180
期末残高相当額	104,089	104,089

② 未経過リース料期末残高相当額

（単位：千円）

１年内	11,470
１年超	177,263
合計	188,734

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（単位：千円）

支払リース料	40,676
減価償却費相当額	12,263
支払利息相当額	30,743

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

１年内	38,313
１年超	71,154
合計	109,468

８．関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社へいあん	神奈川県平塚市	80,000	互助会の運営介護事業	所有直接100%	資金の援助役員の兼務	借入の返済（注1）	240,000	長期借入金	5,560,000
									1年以内返済予定長期借入金	240,000
							利息の支払（注1）	66,867	―	―
							債務保証（注2）	2,100,000	―	―
子会社	山大商事株式会社	神奈川県平塚市	100,000	仕出し料理製造葬祭用返礼品販売	所有直接60%間接40%	材料の仕入役員の兼務	原材料の購入（注3）	1,522,029	買掛金	145,073

取引条件及び取引条件の方針

上記取引金額には消費税は含まれておりません。

(注１)資金の借入については、市場金利を勘案して借入利率を合理的に決定しており、契約に基づく返済をしております。

なお、土地5,543,056千円、建物2,289,382千円を担保に提供しております。

(注２)子会社株式会社へいあんが割賦販売法第18条の３に基づき前受金保全措置として講じている互助会保証株式会社及び株式会社みずほ銀行との契約（前受業務保証金供託委託基本契約）において上記金額を限度として連帯保証を行っております。

(注３)市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

(4) 兄弟会社等

該当事項はありません。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,116円45銭

(2) １株当たり当期純利益　87円04銭

１０．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	注記番号	金額	科目	注記番号	金額
資産の部			**負債の部**		
流動資産		**11,478,996**	**流動負債**		**1,427,858**
現金及び預金		10,515,832	買掛金		216,645
売掛金		223,964	未払法人税等		484,198
有価証券	※2	400,279	未払消費税等		76,109
商品及び製品		38,373	掛金解約手数料戻し損失引当金		5,519
原材料及び貯蔵品		114,041	その他		645,385
繰延税金資産		88,091	**固定負債**		**14,172,075**
その他		100,100	繰延税金負債		36,930
貸倒引当金		△1,687	役員退職慰労引当金		83,912
			退職給付に係る負債		116,457
固定資産		**19,643,573**	資産除去債務		113,717
有形固定資産		**11,219,575**	前払式特定取引前受金	※2	13,800,433
建物及び構築物	※1,2	3,889,559	その他		20,624
機械装置及び運搬具	※1	96,607	**負債合計**		**15,599,933**
器具及び備品	※1	143,130	**純資産の部**		
土地	※2	7,046,470	**株主資本**		**15,494,131**
建設仮勘定		43,806	資本金		785,518
無形固定資産		**29,699**	資本剰余金		2,838,393
投資その他の資産		**8,394,297**	利益剰余金		12,540,688
投資有価証券	※2	634,582	自己株式		△670,468
長期貸付金		30,000	**その他の包括利益累計額**		**28,504**
繰延税金資産		251,169	その他有価証券評価差額金		28,504
供託金	※2	5,510,000			
敷金保証金	※2	1,701,683			
その他		266,861	**純資産合計**		**15,522,635**
資産合計		**31,122,569**	**負債・純資産合計**		**31,122,569**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	注記番号	金	額
売上高			9,586,358
売上原価			6,559,924
売上総利益			3,026,434
販売費及び一般管理費			1,212,198
営業利益			1,814,236
営業外収益			
受取利息及び配当金		11,479	
掛金解約手数料		42,740	
受取家賃		15,888	
その他		53,800	123,910
営業外費用			
供託委託手数料		3,708	
掛金解約手数料戻し損失引当金繰入額		2,449	
保険解約損		1,325	
その他		1,730	9,214
経常利益			1,928,932
税金等調整前当期純利益			1,928,932
法人税、住民税及び事業税		707,205	
法人税等調整額		18,810	726,016
当期純利益			1,202,916
非支配株主に帰属する当期純利益			－
親会社株主に帰属する当期純利益			1,202,916

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	785,518	2,838,393	11,600,452	△670,468	14,553,894
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△262,680		△262,680
親会社株主に帰属する当期純利益			1,202,916		1,202,916
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	940,236	－	940,236
平成28年3月31日残高	785,518	2,838,393	12,540,688	△670,468	15,494,131

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
平成27年4月1日残高	33,235	33,235	14,587,130
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△262,680
親会社株主に帰属する当期純利益			1,202,916
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△4,731	△4,731	△4,731
連結会計年度中の変動額合計	△4,731	△4,731	935,505
平成28年3月31日残高	28,504	28,504	15,522,635

注記事項

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数……２社

連結子会社の名称……株式会社へいあん

山大商事株式会社

② 非連結子会社の名称……株式会社はないちりん

③ 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用しない非連結子会社

非連結子会社の名称……株式会社はないちりん

② 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社（株式会社はないちりん）は当期純利益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

２．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品のうち、仏壇・仏像……個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

その他の商品、食材を除く材料…移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

材料のうち食材、貯蔵品……最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）…当社及び連結子会社は定率法（平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法）によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。

（主な耐用年数）

建物及び構築物	３～50年
機械装置及び運搬具	２～10年
器具及び備品	２～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）…当社及び連結子会社は定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。

③リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
当社及び連結子会社はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④長期前払費用……当社及び連結子会社は定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準
①貸倒引当金……当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②掛金解約手数料戻し損失引当金……収益計上済の施行前受金の復活による損失の発生に備えるため、当連結会計年度末における今後の債務復活見込額を計上しております。

③役員退職慰労引当金……当社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、当社は、平成17年10月28日開催の臨時取締役会の決議に基づき平成18年３月31日をもって役員退職慰労金制度の廃止を決定し、退任時に支給することといたしました。
つきましては、平成18年４月１日以降の期間に対する役員退職慰労引当金の繰入はしておりません。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
① 退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 消費税及び地方消費税の会計処理
税抜方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等は繰延消費税額に計上のうえ、５年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては発生連結会計年度に費用処理しております。

３．会計方針の変更に関する注記
企業結合に関する会計基準等の適用
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号　平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当

該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）、連結会計基準第44-5項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度においては、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

4．連結貸借対照表に関する注記

※1．有形固定資産の減価償却累計額　10,460,085千円

※2．担保に供している資産及び担保付債務

(1) 金融機関に対する資産及び債務

土地	1,403,993千円
建物及び構築物	503,364千円
計	1,907,358千円

上記資産については、根抵当権（極度額750,000千円）を設定し、担保に供しておりますが、当連結会計年度末現在対応する債務はありません。

(2) 前払式特定取引に対する資産及び債務

有価証券	400,279千円
投資有価証券	502,734千円
供託金	5,510,000千円
敷金保証金	1,066,290千円
土地	525,058千円
建物及び構築物	204,590千円
計	8,208,952千円

上記資産については、割賦販売法第18条の３に基づき、前払式特定取引前受金13,800,433千円に対する保全措置として供託等の方法により担保に供しております。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数　普通株式　14,667,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成27年６月25日定時株主総会	普通株式	131,340	10	平成27年３月31日	平成27年６月26日
平成27年11月９日取締役会	普通株式	131,340	10	平成27年9月30日	平成27年12月 4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年６月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	144,474千円
１株当たり配当額	11円
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

６．リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：千円）

	建物	合計
取得価額相当額	643,693	643,693
減価償却累計額相当額	331,678	331,678
期末残高相当額	312,014	312,014

② 未経過リース料期末残高相当額

（単位：千円）

１年内	30,035
１年超	429,346
合計	459,381

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（単位：千円）

支払リース料	76,248
減価償却費相当額	32,184
支払利息相当額	48,812

④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

・リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(2) オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

１年内	38,313
１年超	71,154
合計	109,468

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に冠婚葬祭事業の施行を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金は、自己資金によっております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、主に国債を中心としたその他有価証券及び取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、１年以内支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は営業債権について、債権管理規程に従い、各事業部における管理部門が顧客ごとの期日及び残高の管理を行っております。

その他有価証券は、資金運用管理規程及び資金運用マニュアルに従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

当連結会計年度の連結決算日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表されております。

(ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、毎月財務部が資金繰計画表を作成・更新するとともに、一定の流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権は、ほとんど一般顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,515,832	10,515,832	－
(2)売掛金	223,964	223,964	－
(3)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	967,056	967,056	－
(4)長期貸付金	30,000	30,000	－
(5)敷金保証金	1,701,683	1,710,634	8,950
資産計	13,438,538	13,447,489	8,950
(1)買掛金	216,645	216,645	－
(2)未払法人税等	484,198	484,198	－
(3)未払消費税等	76,109	76,109	－
負債計	776,953	776,953	－

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金は、将来キャッシュ・フローを、基準割引率及び基準貸付利率の変動に連動した金利で割り引いた現在価値により算定しているため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 敷金保証金

敷金保証金の時価については、差入先ごとに信用リスクを考慮した上で、将来キャッシュ・フローを、無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等、並びに (3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表価額67,804千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

また、供託金については、前払式特定取引前受金の保全措置等として、法務局への供託をしているものであり、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができません。したがって時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、金融商品の時価等に関する事項の本表には含めておりません。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	1,181円86銭
(2) １株当たり当期純利益	91円59銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月18日

平安レイサービス株式会社
取 締 役 会　　御 中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　片岡　久依　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　五十嵐　徹　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、平安レイサービス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月18日

平安レイサービス株式会社
取締役会　　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　片岡　久依　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　五十嵐　徹　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、平安レイサービス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平安レイサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、当期の監査役監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月19日

平安レイサービス株式会社　監査役会

常勤監査役　片　野　　洋　㊞

社外監査役　中　嶋　甚　吾　㊞

社外監査役　金田一　喜代美　㊞

社外監査役　石　井　　正　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

第47期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金11円　総額144,474,363円

（注）　中間配当を含めた当期の年間配当は、１株につき金21円となり、前期より１円の増配となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月27日

２．剰余金の処分に関する事項

第47期の剰余金の処分につきましては、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　900,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　900,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

以下のとおり、定款を一部変更いたしたく存じます。

１．変更の理由

当社の事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）の一部を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（目的） 第２条　当社は、次の事業を営むことを目的とする。	（目的） 第２条　当社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．～７．（条文省略）	１．～７．（現行どおり）
８．家具、調度品、繊維製品、電化製品、贈答品類の販売及び斡旋	８．家具、調度品、冠婚葬祭用品、介護用品、繊維製品、電化製品、木工製品、合成樹脂製品、金属製品、贈答品類の製造、加工、販売、斡旋、賃貸、リース及び保守サービス
９．～16.（条文省略）	９．～16.（現行どおり）
17. 介護保険法に定める居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援の事業	17. 介護保険法に定める居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援の事業及び介護予防・日常生活支援総合事業
18. ～21.（条文省略）	18. ～21.（現行どおり）
22. 企業に属する社員の研修業務	22. 資格取得及び技能習得支援のための講座並びに研修事業
23. ～27.（条文省略）	23. ～27.（現行どおり）

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役中嶋甚吾、金田一喜代美の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役２名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	中嶋　甚吾（昭和22年７月26日生）	昭和45年４月　株式会社東芝入社 平成14年10月　東芝ITサービス株式会社取締役 平成16年６月　同社　監査役 平成19年６月　同社　監査役退任 平成20年６月　当社監査役（現任）	株 ― ― ― ―
2	金田一　喜代美（昭和37年11月20日生）	昭和63年９月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 平成元年５月　税理士事務所開設 平成２年９月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）退所 平成13年10月　ウインテスト株式会社　監査役（現任） 平成20年６月　当社監査役（現任）	― ― ― ― ―

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中嶋甚吾、金田一喜代美の両氏は社外監査役候補者であります。
3. 中嶋甚吾、金田一喜代美の両氏の当社社外監査役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって８年となります。
4. 中嶋甚吾、金田一喜代美の両氏を社外監査役候補者とした理由
(1) 中嶋甚吾氏は、過去に当社の社外監査役を８年間務め、当社の事業内容等に精通しており、また、ITに関する専門的知識や企画部門・監査役等の経験を有していることから、社外監査役候補者とするものであります。
(2) 金田一喜代美氏は、過去に当社の社外監査役を８年間務め、当社の事業内容等に精通しており、また、税理士の資格を有しており、監査法人ならびに監査役の経験もあることから、社外監査役候補者とするものであります。
5. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、業務執行取締役を除く取締役及びすべての監査役と責任限定契約を締結できる旨を定款で定めており、中嶋甚吾、金田一喜代美の両氏が選任された際には、両氏との間で会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定契約が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 独立役員について
当社は株式会社東京証券取引所に対して中嶋甚吾、金田一喜代美の両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県平塚市平塚５丁目23番12号
カルチャーＢＯＮＤＳ平塚
４階　富士の間
TEL：０４６３－３４－９９１１

